

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行情）諮問第149号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第181号）

事件名：特定の郵便局に係る「収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令」6条に基づく報告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定の郵便局について、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第6条に基づいて、平成27年7月6日以降に御省に提出された報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月27日付け財会第704号により財務大臣（以下「財務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成29年1月27日付けで、処分庁に対し、本件対象文書の開示を請求した。

(2) これに対し、処分庁は、平成29年2月27日付けで、本件対象文書を開示しないとの処分を行った。

処分庁は、不開示とした理由について、「本件対象文書については、その文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法5条2号イの不開示情報を開示することになる」とする。

(3) しかしながら、以下のとおり、上記理由は失当であって、本件不開示処分に理由はない。

ア すなわち、処分庁が引用する法5条2号イの「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該法人等に不利益を及ぼす場合を広く含む趣旨ではなく、営業秘密、著

作権，ノウハウ等の競争上の地位や正当な利益を害する場合に限定する趣旨である。

この点，本件対象文書には，日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という）が国から委託を受けて販売するために保管中の収入印紙を，亡失，若しくは故意又は重大な過失により損傷した場合における，①事故の発生日時及び場所，②損害の状況，③事故の詳細，④事故発見の動機，⑤事故発見後の処置，⑥その他参考事項が記載されている。

したがって，本件対象文書には，収入印紙の亡失や損傷事故について，事故の状況等の事実関係が記載されているにすぎず，営業秘密，著作権・ノウハウといった，日本郵便の競争上の地位や正当な利益を害する内容が記載されているものではない。

よって，本件対象文書は，法5条2号イの不開示情報に該当しない。
イ 特に，日本郵便は，法律に基づいて，国から収入印紙の売りさばきに関する事務の委託を受け，その事務を第三者に委託する権限を有するなど，収入印紙の売りさばきに関する権限を独占的に有している（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律3条，日本郵便株式会社法4条1項6号，郵便切手類販売所等に関する法律2条）。

したがって，本件対象文書に記載されている収入印紙の亡失又は損傷事故に関する事項が開示されても，日本郵便が，競業他社との競争上劣位する地位に追い込まれたり，事業の縮小又は喪失を招いたりする等の不利益を被るおそれもない。

このことからしても，本件対象文書の開示について，日本郵便の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はなく，本件対象文書は，法5条2号イの不開示情報には該当しない。

ウ 加えて，本件対象文書は，法5条2号ただし書所定の「公益上の理由による義務的開示情報」にも該当するものであって，このことから，本件不開示処分は許されない。

すなわち，収入印紙は，国庫収入となる租税，手数料その他の収納金の徴収のために，財務省が発行する証票である。

したがって，それを亡失することは，国庫収入に損失を与え，ひいては，国民の財産に損害を生じさせることになる。

そこで，収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（以下「本件省令」という。）6条は，収入印紙の売りさばきの権限を独占的に有する日本郵便に対し，収入印紙を亡失した場合に，本件対象文書による報告を求めることにより，収入印紙の管理を徹底し，国庫収入，ひいては国民の財産の保護を図っている。

その一方で，本件対象文書を開示しても日本郵便に不利益が生じな

いことは、上記のとおりである。

以上より、本件対象文書は、「国民の財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」（法5条2号ただし書）であって、「公益上の理由による義務的開示情報」に該当するから、財務大臣において非開示とすることは許されない。

エ 以上のとおり、本件対象文書の不開示処分に理由はないから、速やかに、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件省令6条に基づき、日本郵便で保管中の印紙について、「亡失」又は「故意又は重大な過失により損傷」した場合に、日本郵便から総務大臣を経由して財務大臣に提出される報告書である。

(2) 不開示情報該当性について

本件開示請求は、特定の郵便局における印紙の亡失等に関する報告書を対象としており、これを開示することは、当該特定の郵便局に対する名誉及び信用を低下させ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることから、法5条2号イに規定する不開示情報を開示することとなる。

(3) 本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した理由

本件対象文書の存否を答えるだけで、当該特定の郵便局における印紙の亡失等の有無が明らかとなり、上記(2)の不開示情報を開示することとなるから、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否することが妥当であると判断した。

2 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書を法8条に該当するとして、存在を明らかにしないで当該開示請求を拒否することとした原処分については妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月20日 | 審議 |
| ④ 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件開示請求は、日本郵便の特定の郵便局で保管中の印紙について、「亡失」又は「故意又は重大な過失により損傷」した場合に、日本郵便から総務大臣を経由して財務大臣に提出される報告書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、日本郵便の特定の郵便局において、本件省令6条各号に該当する事象が生じた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

(2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定の郵便局における印紙の亡失や故意又は重大な過失による損傷に関する情報であり、これを公にした場合、日本郵便について、内部管理や業務運営上の問題があると受け取られて、その社会的信用が低下するなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、日本郵便は、収入印紙の売りさばきに関する権限を独占的に有していることから、本件対象文書を開示しても不利益を被るおそれはない旨主張するが、日本郵便の業務は印紙の売りさばきに限られておらず、当該主張には理由がない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 審査請求人は、法5条2号ただし書による開示を求めているが、本件存否情報を開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないから、審査請求人の主張に理由はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかに

しないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子